

町内業者のみなさまへ

熊取町中小企業信用保証料補助のご案内



熊取町の指定する大阪府制度融資（大阪信用保証協会）を利用した際に、大阪信用保証協会に對し支払った信用保証料の全部又は一部を補助します！！

1. 信用保証料補助の対象者

- ① 融資実行と同時に信用保証料全額を一括して支払った方
- ② 6ヶ月以上町内において事業を営んでいる方（開業サポート資金を除く）
- ③ 町内に所在する事務所のために必要な事業資金として融資を受けた方
- ④ 町・府民税を滞納していない方
- ⑤ 直近3年間、補助金の適用を受けていない方



2. 対象となる融資制度及び補助内容

対象となる融資制度	補助内容	
	補助金額	補助限度額
①小規模企業サポート資金（市町村連携型）	保証料支払額の全額	なし
②小規模企業サポート資金（小規模資金）	保証料支払額の1／2	1融資につき <u>5万円</u>
③経営安定サポート資金（経営安定資金）		
④開業サポート資金（開業資金）	保証料支払額の全額	1融資につき <u>10万円</u>
⑤開業サポート資金（地域支援ネットワーク型）		

※計算により生じた100円未満の端数は切り捨てになります。

※早期完済により保証料の還付を受けられると、補助金の返還を求める場合があります。

3. 申請方法

保証料を支払った日から90日以内に所定の申請書に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて、熊取町産業振興課まで提出してください。

申請書及び滞納していない旨の誓約書については、産業振興課窓口で配布または、町ホームページからダウンロードできます。

- ① 融資及び保証料の決定を受けた書類のコピー（信用保証料のコピー等）
- ② 保証料の支払いを証する書類
- ③ 個人業者の場合は事業主の住民票の写し、法人企業の場合は登記事項証明書
- ④ 誓約書（町指定様式）



～お問い合わせ～

熊取町野田一丁目1番1号

熊取町住民部産業振興課商工観光振興グループ

T E L : 072-452-6085 (直通)